

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第45号 字の区域及び名称の変更について及び日程第7、請願第4号 国に対し、「国連で採択された核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第45号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第4号 国に対し、「国連で採択された核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願の1件について、総務委員長の報告は採決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦産業・建設常任委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和3年9月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月14日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第44号 公の施設の相互利用に関する協議について申し上げます。

本案は、長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町の間において、公の施設の相互利用に関し協議を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、相互利用の利用者はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑がなされ、文化交流担当課長からは、今年度4月から7月までの利用者とコロナ前の平成30年度の利用者を比較すると、今年度の他市町の年間利用者は、長井市民文化会館で約16件、小国町おぐに開発総合センターは約40件、白鷹町文化交流センターあゆむは集計できず、飯豊町町民総合センターあ〜すは約16件と想定される。相互利用はこの件数以上の利用が見込まれるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市民文化会館を小国町、白鷹町及び飯豊町の住民の利用に供するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 長井市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公共下水道事業運営審議会について、公共下水道事業に限定していた所掌事務を拡大し、農業集落排水事業、浄化槽事業も含めた本市生活排水処理事業全般について審議する組織に改変すべく提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、農業集落排水事業と浄化槽事業が増えるわけだが、審議会委員の人数は変わらないのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、現在のところ、10名以内というところで規定されているため、増やすことは考えていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、審議会委員の選出が全域になるわけだが、選出区分について考えはあるのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、農業集落排水事業と浄化槽事業については、それぞれ受益者代表の方に入っていただくことを予定している。下水道事業についても同様であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、上位法の違いを理解し、地域を理解している方を選出してほしい。また、審議会委員が他の町村との情報交換や事例を学ぶ機会を考えてみてはどうかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、事務についてきちんと内容を理解できる方を選出したい。また、現在コロナ禍において、交流や研修が難しい状況にあるが十分検討してまいりたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第44号 公の施設の相互利用に関する協議についてから日程第10、議案第48号 長井市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第44号 公の施設の相互利用に関する協議についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は、産業・建設委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第47号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第48号 長井市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、産業・建設委員長報

告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

(梅津善之予算特別委員長登壇)

○梅津善之予算特別委員長 おはようございます。

令和3年9月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第50号 令和3年度長井市一般会計補正予算第7号をはじめ、特別会計補正予算2件、企業会計補正予算2件の令和3年度補正予算5件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、9月21日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第50号 令和3年度長井市一般会計補正予算第7号、議案第51号 令和3年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第52号 令和3年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第53号 令和3年度長井市水道事業会計補正予算第1号並びに議案第54号 令和3年度長井市下水道事業会計補正予算第2号の補正予算5件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果でありますが、当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見について十分に意を用いられ、

事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第11、議案第50号 令和3年度長井市一般会計補正予算第7号から日程第15、議案第54号 令和3年度長井市下水道事業会計補正予算第2号までの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第11、議案第50号 令和3年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第51号 令和3年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号及び日程第13、議案第52号 令和3年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の2件について、一括して採決いたします。

日程第12、議案第51号及び日程第13、議案第52号の2件について、予算特別委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第51号及び議案第52号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第53号 令和3年度長